

道路横断排水施設の点検について

目次

1	背景	P 3
2	点検の概要	P 5
3	点検の方法	P 7
4	点検・評価	P 8
5	今後のスケジュール	P10

1. 背景

道路横断排水施設の点検を実施するに至った背景

- 令和7年1月、埼玉県八潮市において下水道管の老朽化に起因する大規模な路面陥没が発生した。
- 本県では、近年、道路排水施設に起因する路面陥没が増加傾向にあったところ、令和7年2月、富士宮市内の県道において、道路横断排水管の老朽化に起因する路面陥没が発生した。
- 県管理道路には約1万4千箇所道路横断排水施設があり、老朽化が進んでいるが、これまで定期的な点検を実施していなかった。
- 道路横断排水施設を定期的に点検することにより、路面陥没による被害を未然に防ぐ。



【道路陥没事例（令和7年2月、県道富士根停車場線・富士宮市）】

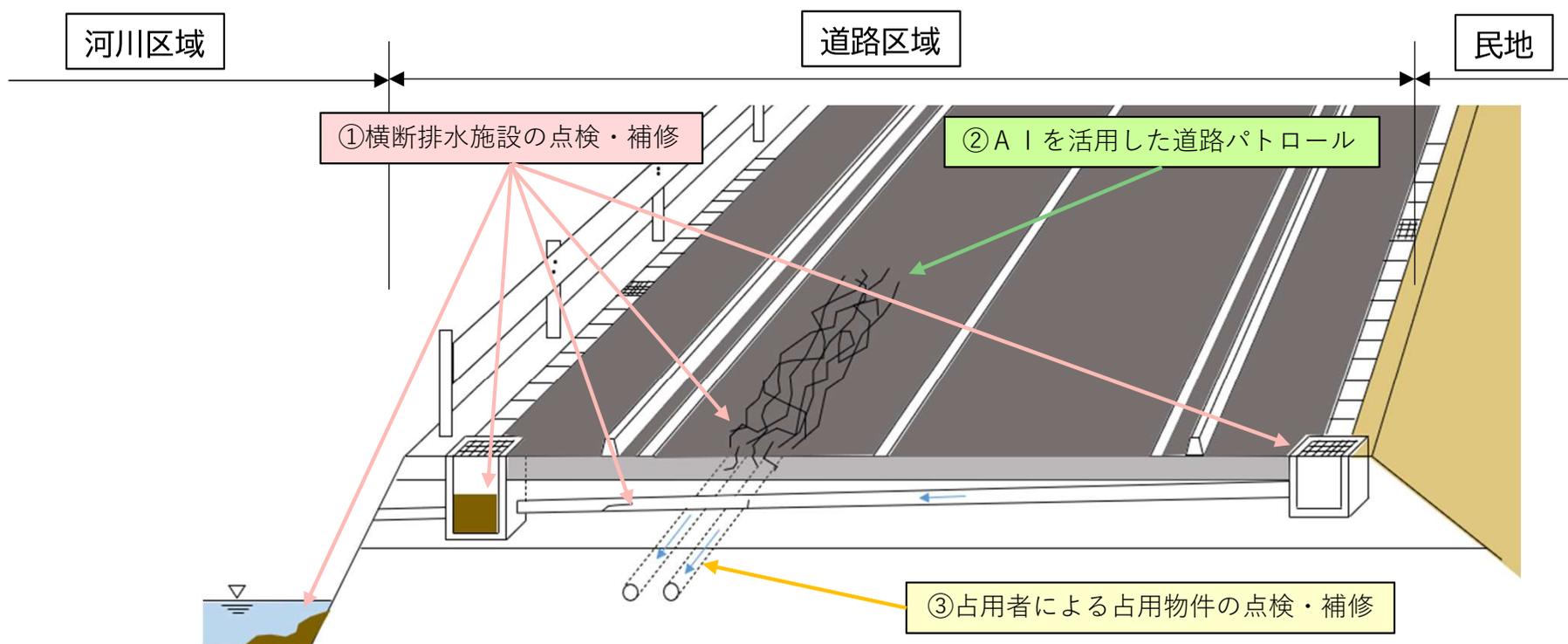
1. 背景

路面陥没防止に向けた取組

- 本県では、路面陥没防止に向け、老朽化が進行する道路横断排水施設の点検を本年10月から実施するとともに、道路パトロールにA Iを活用し路面の速やかな修繕を実施中。
- また、占有者に対し占有物の適切な管理を求めることで、陥没防止の取組を推進する。

表2 路面陥没防止に向けた取組

番号	項目	陥没防止に向けた目的	取組内容	開始時期
①	排水施設	横断排水施設の老朽化対策	横断排水施設の点検、補修	R7. 10月～
②	路面	舗装のひび割れ、沈下の補修	A Iを活用した道路パトロール	R7. 8月～
③	占有物件	占有物件の老朽化対策	占有者による占有物件の点検、補修	継続



2. 点検の概要

点検の適用範囲

- 本点検では、下図赤枠を対象とし、以下①②については対象外とする。

①直径60cm未満の管路（ボックスカルバートの場合は50cm角未満）

直径60cm未満の管路については、空洞の発生及びそれに伴う大規模な陥没に繋がる恐れがないことが想定されることから、これら小口径な管路は車上からの道路パトロールにより路面変状を確認する。

②内空幅2m以上のボックスカルバート

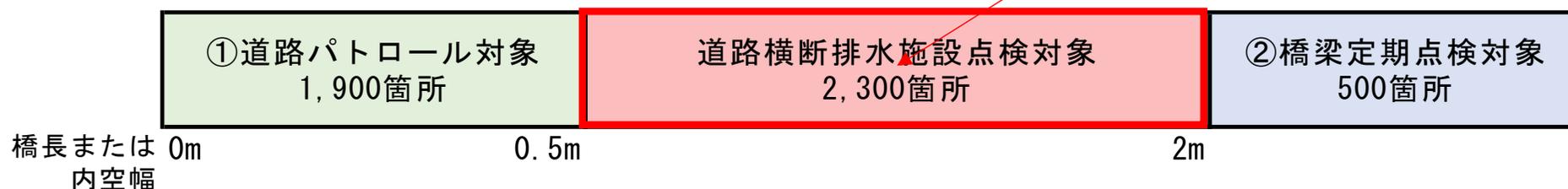
橋梁定期点検の対象としているため、本点検では対象外とする。

【管渠の場合】



道路横断排水施設点検 計6,900箇所

【ボックスカルバートの場合】



【参考】「道路土工・排水工指針」（社団法人日本道路協会発行）のうち、「2-3 道路横断排水（2）カルバートの設計の原則」によれば、「小口径カルバートの場合には、その計算上の流量が小さくても清掃その他の保守を考慮して直径60cm以上とすることが望ましい」との記述から、これまで一般的に設置されているもの。

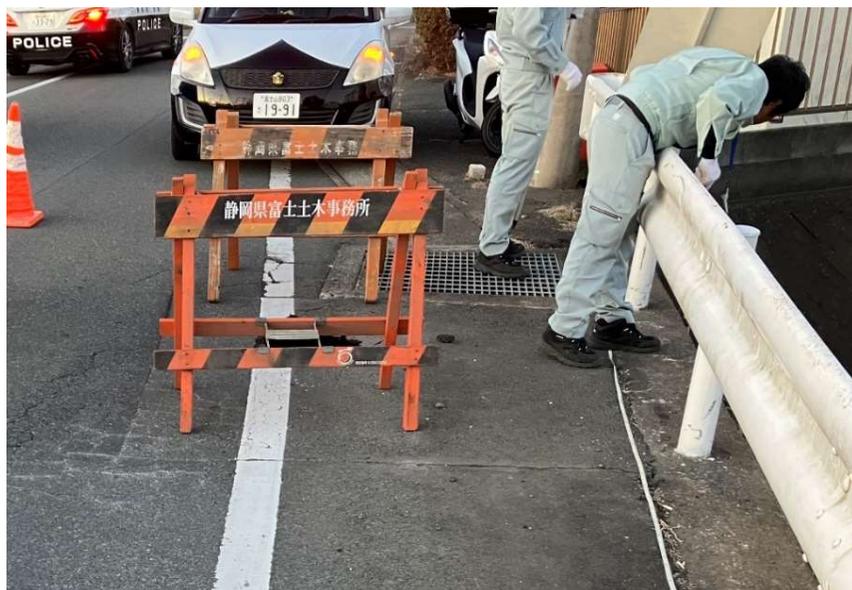
2. 点検の概要

点検の頻度

- 点検頻度は、法定点検（道路法施行令第35条の2第1項第二号の規定）に基づき実施している橋梁定期点検を準用し、5年に1回を標準とする。

点検の体制

- 点検は、道路パトロールにおいて、パトロール要員が降車して点検する。

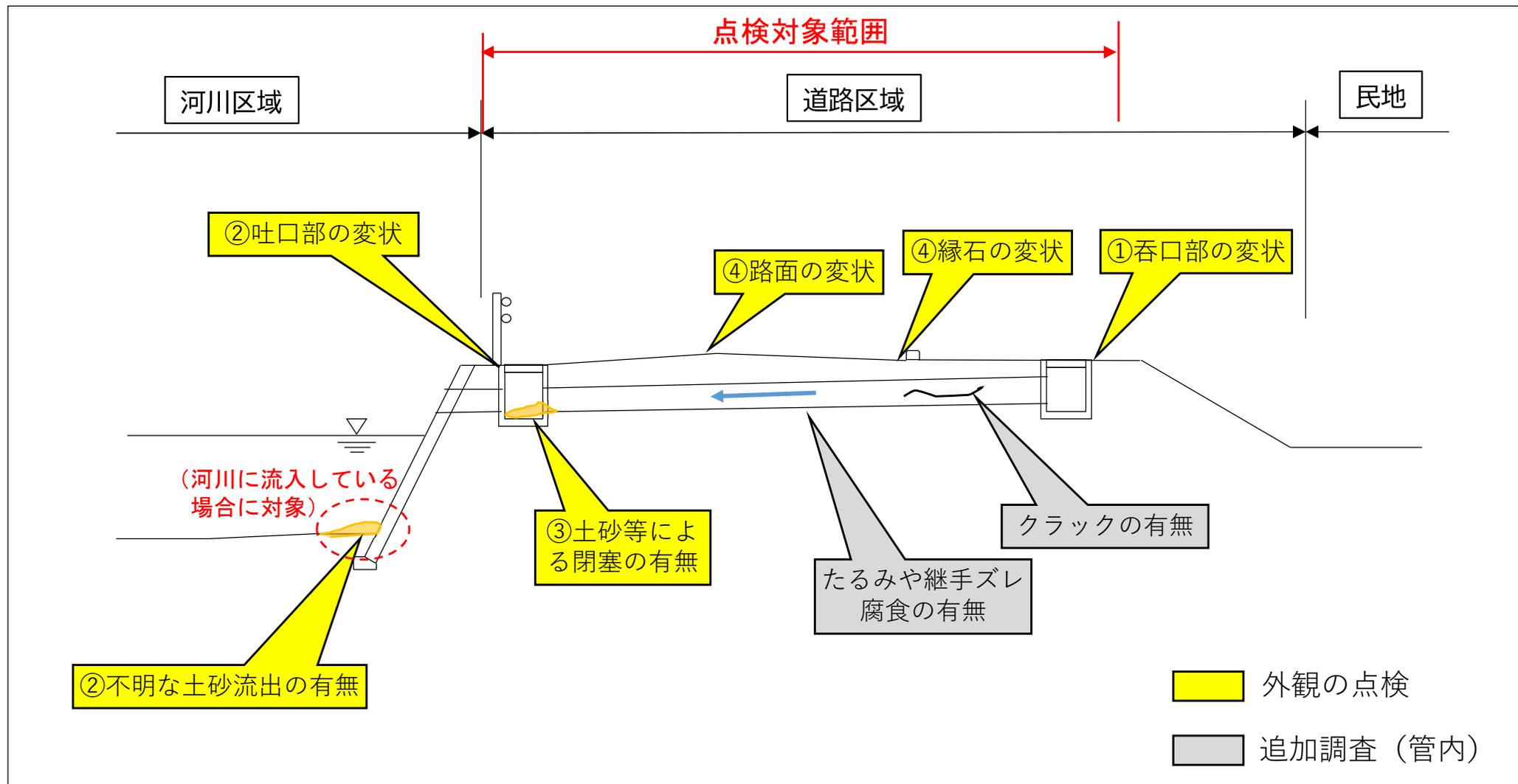


点検イメージ

3. 点検の方法

点検項目

- 点検は、道路横断排水施設の外観を点検する。（黄色着色部） ⇒ 今回点検対象
- 変状等が確認された場合、別途管内を調査する。（灰色着色部） ⇒ 追加調査



4. 点検・評価

変状の把握

- 点検の項目ごとに変状の有無やその程度を評価する。表4-1に評価基準を示す。

表4-1 点検による一般的な評価基準

点検の項目	変状の種類		
	a	b	c
① 呑口部の変状	呑口部の変状が殆どない。	呑口部の漏水に繋がる亀裂や沈下、欠損が生じている。	呑口部に亀裂や沈下、欠損が生じ、接合部が漏水している。
② 吐口部の変状 不明な土砂流出	吐口部の変状が殆どない。 不明な土砂流出がない。	吐口部の漏水に繋がる亀裂や沈下、欠損が生じている。 不明な土砂流出がない。	吐口部にひび割れや沈下、欠損が生じ、接合部が漏水している。 または不明な土砂流出がある。
③ 集水枡等の土砂だまりや滞水の状況	集水枡に異常な土砂だまりや滞水が殆どない。	集水枡に異常な土砂だまりが確認される。	管の部分的な閉塞や異常な滞水がみられる。
④ 上部道路 (路面・縁石)	路面・縁石に沈下もなく平坦、または水路方向に若干沈下がみられるが走行上の問題はない。	路面・縁石に亀裂や沈下が生じ、補修跡もみられる。	路面・縁石に著しい亀裂や沈下が生じ、走行に支障を来した状態。

4. 点検・評価

健全性の診断

- 点検では、横断排水施設の健全性の診断を表4-2の判定区分により行う。
- 健全性の診断結果に応じ、横断排水施設の効率的な維持管理が図られるよう、表4-3のとおり必要な措置を講じる。

表4-2 判定区分

項目ごとの評価	区分	
全ての項目がa	I	健全
各項目のうちbが1つあり	II	経過観察段階
各項目のうちbが複数、またはcが1つあり	III	早期措置段階

表4-3 措置の基本的な考え方

区分	状態	措置
I 健全	横断排水施設の機能に支障が生じていない状態	特段の対応はしない。
II 経過観察段階	横断排水施設の機能に支障が生じていないが、上部道路の路面に補修履歴を有し、健全度保持の観点から管内の調査が望ましい状態	1年以内に追加調査を実施する。
III 早期措置段階	横断排水施設の機能に支障や上部道路の路面に変状が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	速やかに追加調査を実施し、必要な対策を行う。

5. 今後のスケジュール（予定）

- 9月末までに点検要領、年次計画表を作成
- 10月より点検を開始
- 表5のとおり①から実施、終了後、順次②③④⑤に移行し5年間1サイクルで実施する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
点検要領作成 年次計画表作成	→ ~9月					
点検実施	① 1,200箇所 10月~	② 500箇所 第1次緊急↑ 輸送路終了	③ 1,300箇所 全緊急↑ 輸送路終了	④ 300箇所	⑤ 3,600箇所	

表5 点検順序区分

	第1次緊急輸送路	第2・3次緊急輸送路	その他道路
国道	① 1,200箇所	③ 300箇所	④ 300箇所
県道	② 500箇所	③ 1,000箇所	⑤ 3,600箇所

累計6,900箇所